

吹田市生活困窮者就労準備支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月9日

1 目的

この要領は、吹田市生活福祉室が実施する吹田市生活困窮者就労準備支援業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)について、必要な事項を定める。

なお、本業務に係る事業者選定にあたっては、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事するための基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援することにより、就労及び自立の促進を図るために、広く専門的な知識、技術力、企画力、実績等を踏まえた企画提案を募集し、総合的に評価したうえで最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

吹田市生活困窮者就労準備支援業務

(2) 委託業務の内容

別添、「吹田市生活困窮者就労準備支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお

り

(3) 履行期間等

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

契約締結：令和9年1月

準備期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

実施期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

なお、業務準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。

(4) 委託実施場所

受託者は相談及び本業務を円滑に実施できる就労準備支援のための事業所(以下「就労準備支援事業所」という。)を市内に設置し、本業務を実施する。

なお、就労体験等についてはこの限りではない。

(5) 見積上限額

27,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、年度ごとの上限額は次のとおりとする。

年度(期間)	上限額
令和9年度 (令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)	9,000,000円

令和１０年度 (令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで)	９,０００,０００円
令和１１年度 (令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで)	９,０００,０００円

また、本契約は、業務委託契約におけるスライド制度対象の契約である。

３ 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすことができる者とする。

- (１) 法人であること。
- (２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- (３) 吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (４) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (５) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (６) 労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (７) 国税、地方税に未納がないこと。
- (８) 本事業の趣旨を十分に理解し、かつ仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。
- (９) 生活困窮者を対象とする支援事業の実績があり、本業務について履行できること。
- (１０) 大阪府内に本社又は事務所を有し、本市との連絡・調整が速やかに行えること。

４ 委託事業者選定スケジュール

項目	日程等
本市ホームページへの 実施要領・応募様式掲載	令和８年９月１８日（金）から 令和８年１０月９日（金）まで
募集に関する質問受付期間	令和８年９月１８日（金）から 令和８年１０月２日（金）まで
質問回答日	令和８年１０月７日（水）まで
参加表明、資格審査	令和８年９月１８日（金）から

及び関係書類提出期間	令和8年10月9日（金）午後5時まで
参加資格の通知	令和8年10月16日（金）
提案書等の提出期間	令和8年10月19日（月）から 令和8年10月30日（金）午後4時まで
提案内容の審査、プレゼンテーション 及びヒアリングの実施	令和8年11月25日（水）
選定結果の通知	令和8年12月
契約締結	令和9年1月

5 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(2) 提案募集事務局（問い合わせ先）

吹田市福祉部生活福祉室

（吹田市役所低層棟3階312番窓口）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話連絡先 06-6384-1334

ファックス 06-6368-7348

電子メール sei-konkyu@city.suita.osaka.jp

6 提案募集関係書類の交付期間

(1) 交付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）まで

(2) 交付方法

吹田市ホームページ（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和8年度（2026年度）プロポーザル実施案件→吹田市生活困窮者就労準備支援業務公募型プロポーザルの実施について）に公表する。関係書類をダウンロードすること。

7 質問及び回答

プロポーザルに参加するにあたって、質問事項がある場合は次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで

(2) 受付方法

質問がある場合は、質問票（様式第5号）に記入し、提案募集事務局まで電子メールで送信すること（件名の先頭に【就労プロポ】と入れること。以下、同様）。電子メー

ル送信後、必ず提案募集事務局へ、土曜日、日曜日、祝日を除く市役所の開庁時間に電話連絡し、事務局による受信を確認のこと。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む）の質問に対しては回答しない。

質問の内容により、業者選定に公平性等が保てない場合は回答しないことがある。

(3) 回答方法

令和8年10月7日（水）午後5時30分までに、質問に対する回答を本市ホームページ（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和8年度（2026年度）プロポーザル実施案件→吹田市生活困窮者就労準備支援業務委託公募型プロポーザルの実施について）で公表する。

8 参加表明、資格審査及び関係書類提出期間

本実施要領のほか仕様書も熟読し、事業を理解したうえで次の資料を日本語で作成し、指定期日までに提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 事業実績書（様式第3号）

エ 法人税納税証明書・法人市民税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）又は課税が無いことの申出書

オ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

カ ア～ウの電子データ

(2) 提出期間及び提出方法

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

来庁による提出または郵送による（上記カは電子メールによる）。

なお、来庁による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、午前9時から午後5時までに提出のこと。郵送による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、提出期間内に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことに異議を申し立てることはできないものとする。上記カを提出の場合は、提出期間内に電子メールにて提出のこと。また、提出書類の分割提出は認めない。提出書類の不備又は提出期限内未到達の場合、応募は無効とする。

(3) 提出先

提案募集事務局

(4) 提出部数

1部

左上をホッチキス止めするかファイリングを行い、項目別にインデックスを付けたものを提出すること。

(5) プロポーザル参加申請書（様式第1号）の留意事項

プロポーザル参加申請書については、代表者の押印が必要

(6) 事業実施計画書及び事業実績書の留意事項

任意の様式で提出する際は、以下の内容で作成すること。

ア 用紙の規格はA4判縦、両面印刷で作成し、20ページ以内（10枚以内）とする。

イ 用紙の下部に目立つようにページ番号を付すこと。

9 参加資格の確認及び通知

提案募集事務局は、プロポーザル参加申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、本実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を参加表明者全員に対して通知し、参加資格がない旨を通知する場合、その理由を付けて通知する。

(1) 通知日

令和8年10月16日（金）

(2) 通知方法

電子メールにより通知する。

(3) 参加資格がない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期間及び提出方法

令和8年10月16日（金）から令和8年10月21日（水）午後4時まで
提案募集事務局へ任意の様式による書面を事前に電話連絡のうえ、事務局へ持参し、提出すること。

イ 回答

提案募集事務局が説明を求められた場合には、求めた者に対して令和8年10月28日（水）（発送予定）書面の郵送により回答する。

(4) 参加表明後の辞退

参加表明者は、辞退する場合には、速やかに辞退する旨を任意の様式による書面を提案募集事務局に提出することとする。なお、辞退した場合においても、これを理由として本市より不利益な扱いは受けけないものとする。

10 提案方法

本実施要領のほか仕様書も熟読し、事業を理解したうえで次の資料を日本語で作成し、指定期日までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 見積書（様式第4号）

イ 提案書（指定様式なし）

「吹田市生活困窮者就労準備支援事業業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準」（以下「評価項目と審査基準」という。）に定める評価項目に対する内容を提示すること。

ウ 仕様書に定める支援専門員の修了証の写し（原本証明が必要）

修了書が無い場合は、各種資格の証明書の写し（原本証明が必要）又は従事した就労支援業務の内容と期間を記載した雇用主の就労証明書

エ プレゼンテーションで使用する独自資料（任意）

オ ア～エの電子データ

(2) 提出期間及び提出方法

令和8年10月19日（月）から令和8年10月30日（金）（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

来庁による提出または郵送による（上記オは電子メールによる）。来庁による提出の場合には事前に電話連絡のうえ、午前9時から午後5時までに提出のこと。

ただし、最終受付日令和8年10月30日（金）は午後4時までとする。郵送による提出の場合は、事前に電話で連絡のうえ、提出期間内に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。上記オを提出の場合は、提出期間内に電子メールにて提出のこと。また、提出書類の分割提出は認めない。提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(3) 提出先

提案募集事務局

(4) 提出部数

10部（ただし、上記オは1部）

左上をホッチキス止めするかファイリングを行い、項目別にインデックスをつけたものを提出のこと。

ただし、10部のうち、1部は事業者名入りのものを、9部は事業者名等を黒塗りにするなど提案者が特定されないよう処理したものを提出すること。上記オについては、事業者名入りのものを提出すること。

(5) 見積書（様式第4号）の留意事項

見積書の金額は、見積上限額を超えてはならない。

仕様書及び提案書に記載された全ての経費につき記載のこと。

また、経費ごとにできるだけ具体的に積算内訳を記載すること。

ただし、経費の性質上、積算内訳の記載が難しい場合はその限りではない。

契約の締結時には、年度ごとの見積書を提出のこと。

(6) 提案書の留意事項

ア 用紙の規格はA4判縦、両面印刷で作成し、20ページ以内（10枚以内）とする。

イ 用紙の下部に目立つようにページ番号を付すこと。

ウ 仕様書、「評価項目と審査基準」を参照し、業務目的のために必要な事項を記載すること。特に仕様書に記載している事項については、漏れなく記載すること。

なお、評価項目に対する内容を提示する際、「評価項目と審査基準」の評価項目及び項番を明記し、どの評価項目に対する内容なのかを明示すること。

エ 仕様書以外に、本業務の効果や効率を高める独自の取組がある場合は、その提案を記載すること。ただし、その提案内容も見積の範囲に含む。

11 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリング

「吹田市生活困窮者就労準備支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で提出書類の内容に基づくプレゼンテーションとヒアリングを行う。

(1) 実施予定日時

令和8年11月25日（水）

詳細時間については、後日プロポーザル参加事業者へ通知する。

(2) 時間配分

各事業者の時間配分は30分（プレゼンテーション10分、ヒアリング20分）とする。

(3) 実施予定場所

吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとする。

イ プレゼンテーションにおいては、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の機器類は使用できない。

ウ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。プレゼンテーションは、本業務に直接、携わる予定の者が行うこと。提案者を匿名で審査するため、事業者名称を特定できるもの（名札・バッジ等）を身につけないこと。

エ プレゼンテーションの指定日時に遅刻や欠席をしたプロポーザル参加事業者は失格とする。

12 評価及び審査方法

(1) 評価項目、基準及び配点については、「評価項目と審査基準」のとおり

(2) 審査方法

選定委員会で企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員会の各委員（以下「委員」という。）が評価点（「評価項目と審査基準」に基づき採

点した点数の合計点)による順位付けを行い、1位とした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。1位とした委員数が同数で決定できない場合は、同数となった者について、2位とした委員数が多い者を上位として決定する。2位とした委員数でも同数で決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として最優秀提案事業者とする。いずれの方法でも決定できない場合は、委員による合議は多数決により決定する。

ただし、質確保の観点から、委員全員から60点以上を獲得しており、かつ価格点を除く評価項目のいずれにも「劣っている」の評価を受けていない者に限る。

13 選定結果の通知

- (1) プロポーザル参加事業者全てに文書にて選定結果を通知する(令和8年12月予定)。
- (2) 最優秀提案事業者として選定されなかったプロポーザル参加事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができる。
- (3) 最優秀提案事業者でない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期限及び提出方法

通知日の翌日から起算して7日以内(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、事前に電話で連絡のうえ、提案募集事務局へ任意の様式による書面を持参すること。

イ 回答

提案募集事務局が説明を求められた場合には、求めた者に対して書面を受付後の翌日から起算して7日以内に書面の郵送により回答する。

14 選定結果の公表

契約を締結した後、次に掲げる事項を福祉部生活福祉室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの産業・まちづくり・環境欄の、入札・事業者募集・契約、「プロポーザル案件情報」、令和8年度(2026年度)プロポーザル実施案件において閲覧に供する方法により公表するものとする。

- (1) 選定事業者名並びにその提案額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称(申込順)
- (3) 全提案事業者の評価点(得点順とし、選定事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う)
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定委員の役職名
- (6) 選定委員会の会議録の概要

(7) その他必要な事項

なお、提案事業者が2者の場合は、落選した事業者に配慮し、またより多くの提案を受け、競争性を向上させる趣旨から評価点に関する情報については、(1)を公表し、(2)は公表しない。

15 契約の締結

市は選定委員会の結果を踏まえて、最優秀提案者と本委託事業の契約交渉を行う。

ただし、その事業者が契約締結時まで、前記3の参加資格の各号の要件を満たしていないと市が判断した場合や辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者と契約締結の交渉を行う。また、契約締結は、次の諸条件に合意したうえで行う。

- (1) 業務内容については、プレゼンテーションの提案内容に基づき、市と協議して定める。
- (2) 受託者として果たすべき責務について、誠実に履行しない場合は、市はその履行を請求する。
- (3) 本事業の受託者は、吹田市財務規則（昭和39年市規則第14号）に基づき、契約保証金の納付又は保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出を行う（受託者が同規則第115条の保証の免除の規定に該当する場合は除く）。

16 企画提案者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 企画提案者が1者の場合も審査・選定を行う。

ただし、質確保の観点から、委員全員から60点以上を獲得しており、かつ価格点を除く評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない者に限る。

- (2) 企画提案者がいない場合、再度公募を行う。

17 支払方法

業務委託料の支払いは月払いとし、履行の翌月以降、受託者の請求に応じて、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。支払いについては、当該年度の委託料総額を契約期間の月数で均等に分割し、千円未満に端数が生じた場合は、年度の最初に支払うものとする。

18 その他の事項

- (1) 本提案に係る一切の費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案書等、提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、事業者に返却しない。

- (4) 履行期間終了後の委託事業者の変更等により、業務内容を他の事業者を引き継ぐ必要がある場合は、委託期間中に誠意をもって円滑に行うこと。
- なお、引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。
- (5) 提案事業者に次の行為があった場合は、失格とする。
- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - カ その他不正行為があった場合
 - キ 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領に基づき、提出書類を公開することがある。また、本市が必要と認める場合は、事業者の事前の承諾を得ずに公開できるものとする。